

建設業法施行令第27条第2項に規定される専任の主任技術者に関する取扱い

1 趣旨

この取扱いは、埼玉西部消防組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事において、建設業法施行令（以下「令」という。）第27条第2項を適用する場合の基準について必要な事項を定める。

2 適用範囲

令第27条第2項の規定の適用を受け、同一の専任の主任技術者が兼務することができる工事は、組合が発注する工事に限らず、組合が発注する工事以外の工事も対象とする。

3 専任の主任技術者が兼務することができる工事

令第27条第2項に規定される専任の主任技術者が兼務することができる工事は、以下の全てに該当する場合とする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる）であること。
- (2) 兼務する工事現場の相互の距離が直線距離で10キロメートル以内であること。
- (3) 組合が発注する工事及び組合が発注する工事以外の工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合は、組合及び組合以外の発注機関が相互に認めた場合であること。

4 同一の主任技術者が兼務できる工事の数

専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は原則2件とする。ただし、発注者が認める場合はこの限りではない。

5 提出書類

- (1) 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で「（様式）専任を必要とする主任技術者の兼務届出書」を発注者に提出するものとする。
- (2) 組合が既に発注した工事に配置している専任技術者が、組合以外の発注機関が発注する工事の技術者として兼務する場合は、当該工事受注者は、(1)の届出書を組合に提出するものとする。

6 適用日

この取扱いは、令和7年7月1日から適用し、適用日以前に既に契約を締結している工事で、適用日現在で施工中の工事についても適用する。